

亡くなられた後の手続きについて

亡くなられた人が次にあてはまる場合は届け出をしてください。

市民環境課（保険・年金係）での手続き（お問い合わせ先 ☎ 0581-22-6827）

国民健康保険加入者の場合

・葬祭費の請求

【必要な物】

- ・認め印 ・国民健康保険被保険者証 ・預貯金通帳
- ・会葬礼状又は葬儀の明細書、領収書
- ・世帯主及び亡くなられた人のマイナンバーカード又は通知カード

後期高齢者医療加入者の場合

・葬祭費の請求 ・資格喪失の手続き（75歳以上の人）

【必要な物】

- ・認め印 ・後期高齢者医療被保険者証 ・預貯金通帳
- ・会葬礼状又は葬儀の明細書、領収書

年金を受給している場合や3年以上年金を納めた場合

- ・未支給年金（死亡月までの請求） ・遺族年金
- ・死亡一時金（国民年金を3年以上納めていた人）などの請求

【必要な物】

- ・亡くなられた人の年金証書（年金手帳） ・請求する人の認め印 ・預貯金通帳
 - ※受給している年金の種類や状況に応じて住民票などが必要になる場合があります。
 - ※年金の種類や状況によって必要書類や提出先が異なることがあります（国民年金、厚生年金、農業者年金など）。
 - ※年金を受けている人が亡くなられた場合は、振込口座の解約をしてください。
 - ※通帳は、生計を同一にしている①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹、⑦その他3親等内の親族の順で該当される人の物をお持ちください。

市民環境課（戸籍・住民係）での手続き（お問い合わせ先 ☎ 0581-22-6829）

印鑑登録をしている場合

- ・印鑑登録証の返却

健康介護課での手続き（お問い合わせ先 ☎ 0581-22-6838）

介護保険被保険者証をお持ちの場合（65歳以上の人及び要介護認定を受けていた人）

・資格喪失などの手続き

【必要な物】

- ・請求する人の認め印 ・預貯金通帳 ・介護保険被保険者証など

子育て支援課での手続き（お問い合わせ先 ☎ 0581-22-6839）

児童手当・児童扶養手当を受給されている場合

- ・資格喪失などの手続き

水道課での手続き（お問い合わせ先 ☎ 0581-22-6835）

亡くなられた人の名義で上水道、下水道を使用している場合

- ・所有者および使用者の変更手続き

福祉課での手続き

(お問い合わせ先 ☎ 0581-22-6837)

 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者手帳などをお持ちの場合

・資格喪失などの手続き

【必要な物】

・手帳 ・認め印

 特別児童扶養手当・福祉手当を受給している場合

・資格喪失などの手続き

【必要な物】

・認め印 ・特別児童扶養手当証書 ・預貯金通帳

 緊急通報システムを設置している人は返却してください

・本体装置及びペンダント型装置

税務課での手続き

(お問い合わせ先 ☎ 0581-22-6822)

 税金などの納付に口座振替を利用している場合

・振替口座の変更手続き(各種税金・国民健康保険税・水道料金など)

 固定資産(土地・家屋・償却資産)を所有している場合

・固定資産税を納税する人の指定手続き

 軽自動車(原付・小型特殊・農耕用)を所有している場合

・所有者の変更手続き

農林畜産課での手続き

(お問い合わせ先 ☎ 0581-22-6830)

 亡くなられた人の名義で森林を所有している場合

・森林の土地の所有者届出の手続き

総務課での手続き

(お問い合わせ先 ☎ 0581-22-6820)

 亡くなられた人のみの世帯で防災行政無線の戸別受信機をお持ちの場合

・戸別受信機の返却手続き

まちづくり・企業支援課での手続き

(お問い合わせ先 ☎ 0581-22-6831)

 自宅などが空き家となった場合

・空き家の情報提供をお願いします。

有線テレビ局での手続き

(お問い合わせ先 ☎ 0581-22-6100)

 亡くなられた人のみの世帯でCCY(山県市有線テレビ)を利用している場合

・解約、休止の手続き

その他の手続き **相続に関する手続きをする場合**

・土地(農地を含む)、建物(不動産)の名義変更の手続き

(岐阜地方法務局) ☎ 058-245-3181(代)

・預貯金の名義変更の手続き(各金融機関)